



補聴器購入費の補助について

四万十市では、聴力の低下により日常生活や社会生活に支障をきたしている高齢者に対し、認知症の予防や社会参加の促進を支援するため、補聴器購入費用の一部を補助します。

対象者

下記のすべての条件を満たしている方が対象です

- 四万十市の介護保険の被保険者で、満 65 歳以上（申請時）の方
- 市民税非課税世帯に属する方
- 介護保険料の滞納をしていない方
- 耳鼻咽喉科の医師により補聴器の使用の必要性を認められた方
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- 片耳の聴力が 40 デシベル以上 70 デシベル未満の方
- 過去に本事業の補助を受けていない方

申請の流れ

①申請書の入手

市の窓口またはホームページより申請書を入手

②申請書を持って耳鼻咽喉科を受診後、補聴器専門店等へ「医師による証明欄」に医師の証明をもらってください。

③申請書等を高齢者支援課に提出

「申請書」「見積書」「補聴器専門店等の認定証の写し」

④決定通知書の送付

市より決定通知書が届きます。

⑤補聴器を購入

申請内容に基づき、補聴器を購入してください。

⑥実績報告を市に提出

「実績報告書」「領収書」「明細が分かる書類」

⑦確定通知書の送付及び請求書の提出

確定通知書が届いたら、請求書を市に提出してください。

⑧補助金の振り込み

市から補助金が振り込まれます。

補助金額

- 補聴器本体の購入に係る費用の1/2（上限5万円）
- 診察料、検査料、修理、保守、電池交換、付属品等の費用は対象外です。

注意点

- 補助金交付決定前の購入は、補助の対象外です。決定通知を受けた後に、購入してください。
- 実績報告は、購入後 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日までのいずれか早く到来する日までに提出してください。
- 補助は予算の範囲内です。

問い合わせ先 四万十市高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL：0880-34-8066
西土佐保健分室 保健係 TEL：0880-52-1132

四万十市内の補聴器専門店等

令和6年5月1日現在

| 店名 | 住所 | 電話番号 |
|------------------|---------------------------------|--------------|
| パリミキ 中村店 | 四万十市右山天神町 10 番6号 | 0880-34-3969 |
| メガネ倶楽部 | 四万十市駅前町 12-13 | 0880-35-6019 |
| 眼鏡市場 四万十 SC 店 | 四万十市具同 3193-1 四万十ショッピングガーデン内 | 0880-31-2268 |
| 補聴器センター辻 四万十店 | 四万十市中村大橋通 4 丁目 43-2 | 0880-31-0013 |